

船橋市特別支援連携協議会要綱

(目的)

第1条 LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため船橋市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(主催及び事務局)

第2条 連携協議会は、船橋市教育委員会が主催し、事務局は総合教育センター教育支援室が当たる。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 親の会関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 幼稚園関係者 (市内幼稚園連合会長)
- (5) 労働関係者 (公共職業安定所長)
- (6) 福祉関係者 (市川児童相談所長)
- (7) 県教委関係者 (教育庁葛南教育事務所指導主事)
- (8) 学校関係者 (県立特別支援学校長)
- (9) 健康福祉局 (福祉サービス部長)
- (10) 健康福祉局 (こども家庭部長)
- (11) 学校関係者 (市立船橋高等学校長)
- (12) 学校関係者 (市立特別支援学校長)
- (13) 学校関係者 (市・小学校長会長)
- (14) 学校関係者 (市・中学校長会長)
- (15) 学校関係者 (市・特別支援学級設置校長会長)
- (16) 学校関係者 (市・特別支援教育研究連盟理事長)
- (17) 市教育委員会 (教育次長)
- (18) 市教育委員会 (学校教育部長)
- (19) 市教育委員会 (総合教育センター所長)
- (20) 事務局 (総合教育センター教育支援室長・職員)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 連携協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員による互選とする。

- 2 座長は、会務を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携協議会は、年間2回開催する。

- 2 座長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議の公開については、情報公開条例（平成14年船橋市条例第7条）、情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50条）、船橋市教育委員会傍聴人規則（平成10年船橋市教育委員会規則第2号）、及び附属機関等の公開実施要綱を準用する。

(作業部会)

第7条 座長は必要に応じ、専門の事項を検討するための作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会の委員は、事務局が指名する。

(災害補償)

第8条 任命を受けた委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

平成18年4月1日施行

附則

平成19年2月1日改正

附則

平成21年4月1日改正

附則

平成22年4月1日改正

附則

平成25年4月1日改正

附則

平成29年4月1日改正

附則

令和 5年4月1日改正